

## 第8回「法整備を通じた国際協力とは ～カンボジア法整備支援の経験から～」

日時：7月11日（水） 午後7時～午後8時30分

会場：龍谷大学 大阪梅田キャンパス 研修室

講師：坂野 一生

カンボジア市民フォーラム 世話人

URL <http://www.pefocj.org/>

元 UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）

選挙部門 オフィサー

元 JICA カンボジア法制度整備 長期専門家



坂野さんは、UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）の選挙部門オフィサーとして、カンボジアの選挙の実施を支援してきました。その後、現地の NGO を経て、1998 年よりカンボジア司法省にて、民法・民事訴訟法及び付属法令の起草、普及活動、人材育成を支援する JICA（独立法人国際協力機構）のプロジェクトに携わりました。現在は神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程に在籍し、研究に従事する傍らカンボジア市民フォーラムの世話人を務め、市民社会の視点からカンボジアの復興を支えています。

### 講座概要

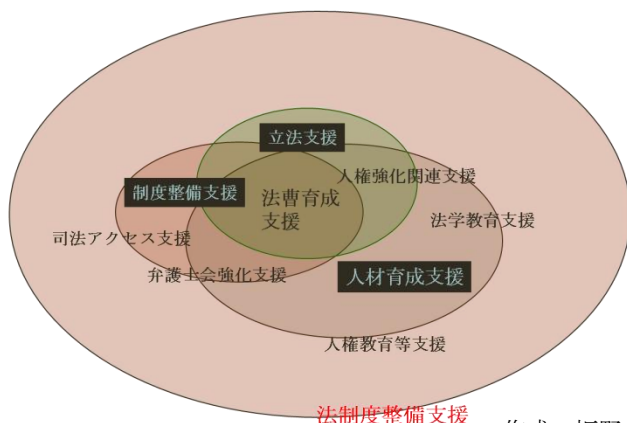
法律は、私たちの生活に欠かせないものです。近代国家においては、国と国民の関係を規律する公法と私人間の関係を規律する私法の両方が必要とされます。今回の講座では、坂野さんに基本法の整備が遅れたカンボジアで法整備支援を行った経験をお話いただき、紛争後の脆弱な体制下で施行される法の重要性と今後の課題について考えました。

### 途上国に対する日本の法整備支援

日本はこれまで多くの発展途上国に法整備支援を行ってきました。支援の対象国は、主にベトナム、ラオス、カンボジア、ウズベキスタン、モンゴルなどです。これらの多くはかつて社会主義国であり、経済が自由化し

ていく過程で必要な法律を整備する必要がありました。日本の法整備支援の特徴は、ただ法律を起草し施行するのではなく、その国の文化や慣習、現在問題となっている事案などを踏まえて、本当にその国に必要な法律が何かを考慮し、その国の人々と対話・協議を重ねながら作業を進める点にあります。このアプローチは、支援対象国の法律を必ず現地の言葉で起草する点もあわせて、他国からも“日本方式”として高く評価されています。

### 法整備支援のイメージ



法制度整備支援

作成：坂野 一生

法整備支援の目的の一つは、権限者の恣意的な判断に左右されやすい「人の支配」から、誰にでも予測可能な法によって統治される「法の支配」へと社会の仕組みを変えることです。法律に基づいて行政が運営され、裁判が行われることが、よい統治（グッドガバナンス）へつながります。これらを実現するために、日本の法整備支援のチームは、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援、③法曹実務家の人材育成の三点に重点を置いています。

## カンボジアにおける法整備支援

カンボジアでは、1953年までのフランスの植民地時代にフランス法の影響を受けた法整備が完備されていました。しかし、1975年にポル・ポト派による政権が生まれたことで、それらの法律は失われました。内戦による長い混乱が続いた後、1991年にパリ和平合意によって内戦の終結が宣言され、1993年に新しい憲法が制定されて現在のカンボジア王国が誕生し、復興への道を歩みだしますが、内戦の混乱によって多くの知識人が殺されてしまったことや社会インフラがなくなってしまったことが大きな足かせでした。

復興の過程で、カンボジアは後発発展途上国として初めてWTO（世界貿易機関）への加盟を果たしますが、WTOへの加盟には、国際的な基準を満たした法の整備が条件とされています。この条件を満たすための前提として基本法がまず必要であること、そしてグッドガバナンスの要請からも法整備が急務であり、これらを実現すべく、坂野さんたちは民法と民事訴訟法、それに付随する様々な法律の整備に尽力しました。カンボジアにおける法整備の特殊性は、内戦によって失われた法と司法制度の再構築と近代的憲法原理・市場経済を支える法整備の構築を同時進行させる必要がある点です。日本から多岐にわたる多くの専門家がプロジェクトに参加し、カンボジアの人々との協働を経て、民法は2007年に、民事訴訟法は2006年に公布されました\*。

\* カンボジア法制度整備（民法・民事訴訟法起草支援）プロジェクトの成果物は、財団法人国際民商事法センターのウェブサイトで公開されています。 <http://www.icclc.or.jp/equipment/index.html>

## 法整備支援活動の今後

カンボジア特有の問題は、長期に及ぶ内戦を経て、国が法治国家として完全に構築されていない過程で、グローバリゼーションという名のもとで市場経済に対応する必要があった点です。そのため、本来なら、最初に制定すべき一般法よりも先に高度な特別法の制定されてしまうという現象が起きました。

そのような高度な法律が現在のカンボジアの国で本当に必要であるのかという点も含めて、そうした法律を実際に運用できるかが今後の課題となってきます。まず、整備した民法と民事訴訟法を適用するためのインフラを整備すること、法律の起草を行える人材と司法の場で法を運用することのできる人材の育成、そして、これらの法を一般の人々へ普及させる作業が急がれます。当然ですが、法律を制定するだけでは意味がなく、その法律に基づいて統治が行われることが最終の目的です。これからは、作り上げた新しい法律が、現地の人々によってきちんと施行されるように、あらゆる角度からカンボジアの社会を支えていくことが重要になると考えられます。



カンボジア司法省における起草作業の様子